食物アレルギーのある児童の

保護者のみなさまへ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇保育所

当施設における食物アレルギー対応について

平素は当施設の円滑な運営にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

食物アレルギー対応は、命に関わる内容であり、集団生活の場である施設での給食提供は安全を最優先に行う必要があります。当施設では、食物アレルギーについて次のような対応をしておりますので、保護者のみなさまの更なるご理解とご協力をお願いいたします。

≪食物アレルギー対応の基本≫

**〇　必ず医師の診断に基づいた「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出してください。**

　　　保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（以下　生活管理指導表）は、年度ごとに見直しを行います。1年に1度は医療機関を受診し年度末に生活管理指導表の再提出をお願いします。

* 費用につきましては、保護者負担となります。

**〇　給食やおやつの提供は、原因食物の完全除去を基本とします。**

　　　給食やおやつは、誤って食べたり触れたり吸い込んだり等による重大な事故を予防するために、完全除去を基本とさせていただきます。

重症の食物アレルギー等、給食対応が難しい場合は、お弁当を持参していただくこともあります。

**〇　除去食変更、除去解除時は以下の書類を提出してください。**

　　　除去食変更時：生活管理指導表の再提出（主治医が記入）

　　　除去食解除時：除去解除申請書（保護者が記入）

**〇　緊急時の具体的な手順は、緊急時対応マニュアルに沿って対応します。**

≪食物アレルギー対応の流れ≫

　　年度中に面談を2回予定しております。その他、必要に応じて面談を実施いたします。

**面談1回目　（入園所決定後すぐ）**

保護者の方に準備していただくもの

①　生活管理指導表（主治医が記入したもの）

②　アレルギー調査票（保護者が記入したもの）

**個別対応内容の決定**

当園（所）にて、個別対応内容を検討し、具体的な対応内容を決めます。

**面談2回目　（個別対応内容の説明）**

決定した個別対応内容について、説明いたします。

**食物アレルギー対応献立の確認　（毎月）**

翌月の献立表をご確認いただき、署名（サイン）をお願いします。

**変更に関わる申し出**

除去食物の解除や追加、個別対応内容の変更がある場合等、必要に応じて申し出ください。

保護者の方に準備していただくもの

除去食変更時：生活管理指導表（主治医が記入したもの）

除去食解除時：除去解除申請書（保護者が記入したもの）

**個別対応内容変更に伴う説明**

除去食物の解除や追加等、お子様の状態や施設での対応に変更があった場合にプランを変更します。変更した個別対応内容について、説明いたします。

**次年度の準備　（２～３月頃）**

保護者の方に準備していただくもの

①　生活管理指導表（主治医が記入したもの）

②　アレルギー調査票（保護者が記入したもの）

≪卒園や転園される場合≫

入学先の学校や転園先でも特別な配慮が必要な場合、状況に応じて引き継ぎや情報共有の方法などを保護者の方と相談させていただきます。